

江 別 市

ごみステーションの設置の手引き

(共同住宅用)

◆この手引きは、ごみステーションの設置について必要な基準を定めることで、市民の健康で快適な生活の確保を目的として作成しています◆

江別市は「家庭ごみ収集の有料化」を実施しています

有 料 「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「大型ごみ」

無 料 「資源物」：ペットボトル、びん・缶、白色トレイ、紙パック
「危険ごみ」：スプレー缶・ガスカセット缶、蛍光管・HIDランプ、
乾電池・ボタン電池・コイン電池・小型充電式電池、
水銀入りの温度計・体温計、ガス・オイルライター 等

- ※ ごみ・資源物の分別や出し方については「ごみと資源物 分別の手引き」をご覧ください。
- ※ ごみ・資源物は、収集日の朝、8時45分までに利用しているごみステーションに出してください。
- ※ 大型ごみの収集の申し込みは、「大型ごみ受付センター（☎380-6000）」になります。

令和6年10月
生活環境部環境室

共同住宅のごみステーションの設置について

概要

この手引きは、共同住宅を所有・管理もしくは建築しようとする者が、ごみステーションの設置に関することについて、わかりやすいように作成しています。

対象となる共同住宅

4戸以上の共同住宅（ワンルーム形式及び事務所・店舗等を併用するものを含む）に適用されます。

江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例【抜粋】

第21条

4戸以上を有する共同住宅（事務所等を併用するものを含む。）を所有する者又は建築しようとする者（以下「共同住宅所有者等」という。）は、その建築物又は建築物の敷地内に、規則で定める基準に従い、ごみステーション等を設置しなければならない。

事前協議・ごみ処理計画等届出書

ごみステーションの利用に伴い、届出が必要となります。

江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則【抜粋】

第13条

条例第21条に規定する共同住宅所有者等は、共同住宅のごみステーション等の設置に係る事前の協議を行うため、共同住宅ごみ処理計画等届出書（第2号様式。以下「計画等届出書」という。）を市長に提出するものとする。

【手順】

共同住宅の建築に係る建築確認申請の前に、次の手順により手続きを行ってください。

1. ごみステーションを設置する場合、市への届出の前に、ごみステーションの場所等について、近隣に居住する市民や自治会等に説明してください。
2. 「共同住宅ごみ処理計画等届出書」（第2号様式。以下「届出書」という）を下記の添付書類と一緒に市へ提出してください。

【添付書類】

- 1) 付近見取図
 - 2) 位置図（「大型ごみ・ごみステーション」の位置を示した書類）
 - 3) 各階平面図
 - 4) 形状図（ごみステーションの形状を示した書類）
3. 市は、届出書の提出を受けてから5日以内（土・日・祝日を除く）に協議を終えます。

【その他】

- ・ ごみ収集の開始希望日が決まりましたら2週間前までにご連絡ください
- ・ 所有者・管理会社等に変更が生じた場合は、10日以内（土・日・祝日を除く）に届出書を提出してください。添付書類は、該当するもののみ添付してください

ごみステーションの設置

共同住宅の敷地内にごみステーションを設置する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

【設置場所】

- ・ 1棟につき1箇所のごみステーションを敷地内に設置してください
- ・ 隣接する敷地に共同住宅がある場合、いずれかの敷地内にまとめて1箇所のごみステーションを設置することができます。また、所有者等が違う場合であっても双方の合意があれば同様とします
- ・ ごみ収集車が支障なく敷地内に進入し、かつ、退出することができるとともに敷地内通路はその重量に耐えうる構造であり、歩行者等の危険防止のための安全対策をしてください
- ・ 収集作業に支障となる障害物がないようにしてください

【ごみステーション器材】

- ・ 容積は1住戸につき4人世帯で概ね120リットル（0.12立方メートル）以上、単身世帯で概ね90リットル（0.09立方メートル）以上が目安となります
- ・ ごみステーション以外の用途とは共用できません
- ・ 形態、構造については、ごみの飛散防止・防臭・衛生等に配慮されたものにしてください（ボックス型が望ましい）
- ・ 扉を設置する場合は、引き戸や開き戸等の収集作業に支障がない扉とし、開けた時に敷地から出ないようにしてください。また、収集日当日の朝から収集が終わるまでの間、施錠しないでください

【その他】

大型ごみを出す場所については、当該敷地内で他のごみと区分してください。ただし、通用口や建物内の廊下等に出すことは出来ません。

共同住宅の所有者等の責務

共同住宅の所有者等は、次の事項を遵守してください。

- ・ ごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法、ごみの保管場所等を居住者に周知するとともに、違反する居住者に対しては直接指導を行ってください
- ・ ごみステーション及びその周辺の清掃保持について、居住者に徹底を図ってください。なお、分別されていない等の理由から収集されていないごみが長期間溜まっている場合、周辺の環境衛生の面から共同住宅の所有者等で処分を行う等の対応をお願いします

- ・ 大型ごみについては、入居者に直接「大型ごみ受付センター（TEL380-6000）」に申し込むことおよび、排出場所を周知してください。また、大型ごみの受付から排出方法（詳細は「ごみと資源物 分別の手引き」をご覧ください）についても併せて周知してください
- ・ ごみステーションの設置に関する変更や所有者等を変更した場合、必ず市に連絡を行ってください
- ・ ごみステーション周辺（敷地内通路を含む）に駐車されないよう防止策を講じてください
- ・ ごみステーション周辺は除雪を行い、円滑に収集作業を行うことが出来るようにしてください
- ・ ごみステーションが建物に近接している場合、建物上部に雪庇がありますと、ごみ出し時やごみの収集時にとても危険です。雪庇を落とす等のご協力をお願いします

あっせん・仲介業者の責務

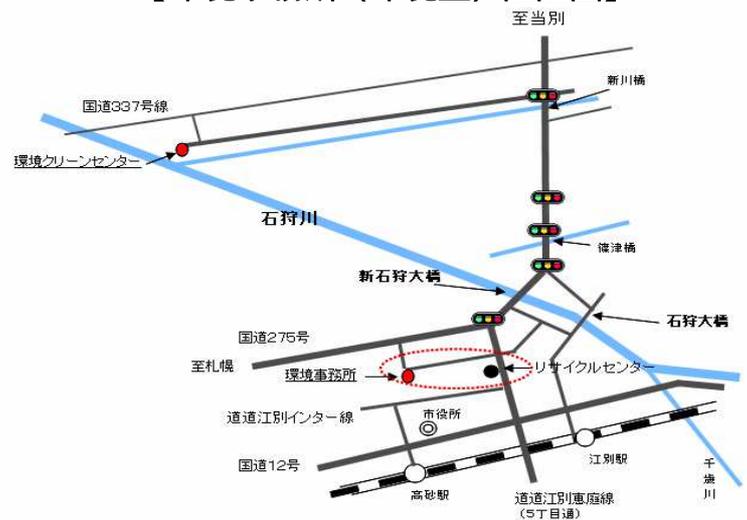
共同住宅の賃貸等に関するあっせんまたは仲介業を営む方は、入居時にごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法、ごみの保管場所等を入居者に周知してください。

お問い合わせ先

【連絡先】

生活環境部 環境室 廃棄物対策課
 〒 067-0051
 住所 江別市工栄町14番地の3
 TEL (011) 383-4217
 FAX (011) 382-7240

【環境事務所（環境室）位置図】



第2号様式（第13条及び第15条関係）

共同住宅ごみ処理計画等届出書

年 月 日

（あて先）江別市長

共同住宅所有者等 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則第13条及び第15条の規定に基づき提出します。

建築物に関する事項	名称： 所在地：		住戸数 計 戸	
	所有形態	<input type="checkbox"/> 分譲 <input type="checkbox"/> 賃貸		
	着工日(予定)	年 月 日	竣工日(予定)	年 月 日
ごみステーションに関する事項	設置状況	<input type="checkbox"/> ボックス <input type="checkbox"/> ネット <input type="checkbox"/> 囲い <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> その他		
	ごみ収集車の敷地内進入		<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不必要	
	ステーションの使用開始日(予定日)		年 月 日	
	近隣住民への説明	説明日： 年 月 日 相手方（団体名・氏名）：		
管理人(管理責任者)に関する事項	管理人（管理責任者）	<input type="checkbox"/> 置く <input type="checkbox"/> 置かない		
	住所： 氏名（法人名）： 担当者： 電話番号：			
管理会社に関する事項	管理（管理責任者）の委託	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない		
	住所： 氏名（法人名）： 担当者： 電話番号：			
変更に関する事項	<input type="checkbox"/> 共同住宅所有者等 <input type="checkbox"/> 管理人 <input type="checkbox"/> 管理責任者			変更年月日
				年 月 日
※受付欄		※協議済		※処理欄
年 月 日		年 月 日		
第 号		第 号		

届出者(代理者)	氏名(法人名)：	
	住所：	電話番号：

- 注 1 付近見取図、位置図（ごみステーション及び戸別収集する場所の位置を表示したもの）、形状図（ステーションの形状を表示したもの）及び各階平面図を各1部添付すること。
- 2 欄は、該当に「レ」又は「■」を記入すること。
- 3 ※欄は、記入しないこと。